

「大学等におけるリカレント教育の普及啓発イベント開催事業
(リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業)」
に係る技術提案書作成要領（記載の部数は紙媒体の場合に限る）

1. 技術提案書の記載内容

仕様書に従い技術提案書を作成し、技術提案申請書とともに提出すること。

なお、本委託契約に関する実施予算は14,695,000円（消費税額を含む）を上限とする。

また、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利害を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

○技術提案書の様式

- （様式1）技術提案申請書
- （様式2）実施計画書（事業行程含む）
- （様式3）事業実施体制
- （様式4）競争加入者に関するデータ
- （様式5）同種又は類似の業務実績書

2. 技術提案書の作成方法

- （1）用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3サイズの折り込みも可とする。
- （2）技術提案申請書（様式1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図表は一切入れないこと。
- （3）様式1～5はすべて別様とすること。
- （4）様式2は、50ページ以内とすること。
- （5）技術提案申請書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- （6）技術提案申請書の内容については、他からの転載を禁止する。

3. 提出部数等

- （1）技術提案申請書（様式1） 1部
- （2）技術提案書（様式2～様式5） 7部（原本1部、複写6部）
※製本等せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。
- （3）技術提案書の電子ファイル 1式
- （4）競争加入者の概要 1部
- （5）最新の財務諸表等の資料 1部
- （6）同様の調査において作成した報告書及び要約版等の成果物 6部（1種類のみとする）
- （7）同様の調査において作成した報告書及び要約版等の電子ファイル 1式
※社名等が判明しないよう該当箇所は削除すること。
※契約等の事情により電子媒体の提出ができない場合は相談すること。